

平成28年3月10日

## 平成28年度 入札契約制度の変更について (お知らせ)

高槻市総務部契約検査課 Tel072-674-7502


水道部総務企画課 Tel072-674-7952

平成28年度の入札契約制度の主な変更点についてお知らせします。

### 1 最低制限価格の事後公表を拡大

平成28年4月から、建設工事に係る入札案件の、最低制限価格の事後公表を適用する範囲を、以下のとおり拡大します。指名競争入札も少額案件を除き対象になります。

最低制限価格を下回る入札は、失格となりますので、ご注意ください。

予定価格	入札方式
800万円以上(平成28年3月公告分まで)	制限付一般競争入札 (800万円以上)
	
<u>300万円以上</u> (平成28年4月公告分から)	指名競争入札 (800万円未満)

### 2 「建築一式」の級別格付基準を変更

平成28年度の市内・準市内、土木一式・建築一式の級別格付及び発注基準額は、次の表のとおりとします。

業種	等級	総合評定値(P点)	発注基準額
土木一式	A	670点以上	2,000万円以上
	B	670点未満	2,000万円未満
建築一式	A	<u>670点以上</u>	2,000万円以上
	B	<u>670点未満</u>	2,000万円未満

各業者の登録及び級別格付は、市ホームページに公開しておりますので、ご確認ください。

### 3 社会保険等未加入対策の実施

これまで、建設工事の制限付一般競争入札における入札参加に必要な資格として社会保険等の加入を条件としてきました。平成28年4月からは、指名競争入札においても社会保険等の加入を条件とします。未加入の業者に、入札参加の指名を行いません。(ただし、法令により適用除外とされる業者は除きます。)

さらに、平成29年4月から、一次下請業者の社会保険等の加入を確認し、未加入の業者には指導を行っていきます。

### 4 入札時提出書類の書式簡素化

制限付一般競争入札の入札参加時に必要となる入札参加申請書添付資料の書式を平成28年4月から簡略化します。下記に電子入札用の新書式を掲載します。

発注番号：〇〇 件名：〇〇〇〇工事	
入札参加申請書添付資料	
(以下の黄色部分に必要な事項を入力して作成してください。)	
1 商号又は名称	
商号又は名称	連絡先： <small>※届出電話番号以外で日中連絡がとりやすい番号があれば記載して下さい</small>
2 施工実績に関する事項	
発注者	件名
3 配置予定の技術者に関する事項	
監理技術者	
氏名	
監理技術者	
氏名	
4 申込み制限等	
申込み制限数内(ただし、専任配置できる技術者数内)で申込みことができます。	
(1) 手持ち工事に関する事項	
[本市(水道部を含む)と本年度に制限付一般競争入札により契約した工事について記入してください]	
	件名
(2) 申込み制限工事数に関する事項	
[本件以外に申込み入札案件(水道部を含む)の発注番号等を記入してください]	
発注番号	配置予定技術者氏名
注意) 専任配置できる配置予定技術者を発注案件ごとに2名まで記入することができます。(ただし、1名しか記入がない場合は、同日公告日の他案件と重複は認めません。)	
5 優良工事の実績に関すること	
[本市(水道部を含む)発注の工事完成検査の結果、80点以上の評価点数を取得した6か月以内の工事の有無について記入してください]	
優良工事の有無	
6 設計図書等の購入先	
販売店名	

## その他のお知らせ

### 5 制限付一般競争入札の発注予定

公 告 日		
4月	1日(金)	8日(金)
	22日(金)	
5月	13日(金)	
6月	3日(金)	24日(金)
7月	15日(金)	29日(金)

公 告 日		
8月	26日(金)	
9月	9日(金)	30日(金)
10月	14日(金)	
11月	4日(金)	25日(金)
1月	6日(金)	

※公告日を変更・追加する場合は、市ホームページにてお知らせします。

公表時刻は午後5時を予定しています。市ホームページのメニュー「入札・契約」で公表するほか、契約検査課掲示板、法務課行政資料コーナー(1階14番)でもお知らせします。

### 6 平成29・30・31年度入札参加資格承認申請における変更点

①入札参加資格承認申請時に社会保険等の加入を確認します。未加入の業者は入札参加資格承認申請の受付ができません。

②暴力団排除条例に規定する誓約書の提出を入札参加資格承認申請時に確認します。

これにより、契約締結時の誓約書の提出は不要となります。ただし、本市に入札参加資格承認申請を行っていない下請負人等と500万円以上の契約を締結する場合は、これまでどおり誓約書の提出が必要となります。

③解体工事の登録業種を追加します。必要となる建設業許可及び経営事項審査の種別は、「とび・土工・コンクリート工事」または「解体工事(改正建設業法の施行後)」です。

## 7 手持ち工事数の制限と申込みできる件数の制限

※前年度から変更はありません。

### (1) 手持ち工事数の制限

手持ち工事数の制限は、最高3件(準市内業者は1件)です。

手持ち工事とは、高槻市が発注した工事(水道部を含む)で、本年度の市内・準市内業者を対象とした制限付一般競争入札において、落札した案件(契約手続中、低入札価格調査中及び共同企業体受注を含む)で、かつ、完成検査の完了していないものとします。

**※「手持ち工事数」及び「申込みできる件数」の判断基準日は、開札日現在です。**

(技術者の配置に係る判断基準日も開札日現在です。)

### (2) 申込みできる件数の制限

同一公告日に発注する案件において、申込みできる件数は、手持ち工事数の制限と合わせて次の表のとおりです。なお、技術者の専任配置ができる範囲に限ります。

また、市内業者の第2希望登録業種については、最大で1件となります。

#### 【同一公告日に申込みできる件数】

手持ち工事数	市内業者	準市内業者
なし	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 3件	第1希望・第2希望いずれか1件
1件	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 2件	申込みできません
2件	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 1件	
3件	申込みできません	

※共同企業体結成を条件にした契約案件は、代表者及び構成員を問わず、それぞれ1件とカウントします。

(3) 測量・建設コンサルタント等業務委託に係る制限付一般競争入札については、市内、市外業者とも(2)表の市内業者が申込みできる件数を準用します。

(4) 市内・準市内の制限を付さない建設工事に係る制限付一般競争入札については、手持ち工事数及び申込みできる件数の制限を適用しません。

(5) 平成28年度からの新規業者は、平成28年度の制限付一般競争入札に参加することはできません。(ただし、過去3年以内に入札参加資格者名簿に登録されていた新規業者については、4月より入札への参加を認めます。)

### 押さえておくべきポイント

- 手持ち工事がある場合は申込みできる件数が減ります。
- 第2希望の申込みは1件のみです。
- 開札日と検査完了日が同一日の場合は手持ち工事となります。
- 水道部案件も対象となります。
- 指名競争入札案件は対象となりません。
- 共同企業体構成員も対象となります。